

# 住民税の「均等割」「所得割」とは？

住民税は、前年1年間（1月～12月）の所得に対して課税される税金であり、原則として、1月1日現在の住所地で課税されます。税額は「均等割」と「所得割」の合計額です。

## 「均等割」とは？

「均等割」とは、広く均等に負担していただくもので、金額は一律の税金（福岡市は5,500円）

## 「所得割」とは？

「所得割」とは、前年1年間（1月～12月）の所得をもとに計算される税金

### ◆『住民税「均等割」が非課税』とは？

住民税「均等割」と「所得割」の両方が課税されていない（非課税）ことを言います。

「均等割」が非課税の時は、「所得割」も非課税となります。

### ◆『住民税「均等割のみ」が課税』とは？

住民税「均等割」が課税されていて、「所得割」が課税されていない（非課税）ことを言います。

### ◆『住民税「所得割」が課税されている』とは？

住民税「均等割」と「所得割」の両方が課税されていることを言います。

「所得割」が課税される時は、「均等割」も課税されます。

## 住民税

## 均等割

## 所得割

「均等割」が非課税

非課税

非課税

「均等割のみ」が課税

課税

非課税

「所得割」が課税

課税

課税

### ◆『住民税「所得割」が非課税』とは？

住民税「所得割」が課税されていない（非課税）ことを言い、『「均等割」が非課税』または『「均等割のみ」が課税』の両方のことを言います。

# 【参考】世帯類型別の収入水準

この表は世帯類型別におおまかな収入の目安と受けられる可能性のある給付金の種類を表したものです。扶養している親族の有無やご自身の状況によって異なるため、給付金の申請を行う際は、必ずご自身の課税状況を確認してください。

世帯類型		本人 + 扶養親族 (人数)	給付金の種類	
			住民税非課税世帯 (1世帯当たり 7万円)	住民税均等割のみ課税世帯 (1世帯当たり 10万円)
給 与 収 入	【単身世帯】 世帯主：40代	1	～100万円程度	～115万円程度
	【3人世帯】 世帯主：50代 配偶者：50代（配偶者控除を適用） 子ども：大学生 1人	3	～205万円程度	～235万円程度
	【4人世帯】 世帯主：30代 配偶者：30代（配偶者控除を適用） 子ども：小学生 2人	4	～255万円程度	～270万円程度
年 金 収 入	【単身世帯】 世帯主：65歳以上の高齢者	1	～155万円程度	～160万円程度
	【2人世帯】 世帯主：70代 配偶者：70代（配偶者控除を適用）	2	～210万円程度	～220万円程度

## ◆課税状況の確認方法

- ①市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書※1
- ②市民税・県民税納税通知書※1
- ③各区課税課※2（令和5年1月1日時点で住民登録がある市区町村）

※1 各通知書の見方は、別紙の「課税状況の確認方法」を参考にしてください。

※2 電話での確認はできません。本人確認書類を持参の上、窓口でお尋ねください。

なお、回答できる課税情報は、窓口に来所されたご本人分のみになります。